



拓実リーガル司法書士法人

死後に必要な「事務手続き」一覧

遺言書では対応できない6つの項目

①行政、役所系 の手続き

- ・死亡届提出（死亡後7日以内）※死後事務委任契約受任者では対応不可
- ・火葬許可証取得、埋葬許可証の申請
- ・健康保険証返却・資格喪失届（14日以内）
- ・年金関連（死亡届・遺族年金請求・未支給年金請求など）
- ・世帯主変更届・介護保険証返却（14日以内）
- ・雇用保険受給資格者証返送（1か月以内）

②税務・財務 関連手続き

- ・所得税の準確定申告・納税（死亡後4か月以内）
- ・固定資産税・住民税などの納付対応

③生活・契約 整理業務

- ・公共料金などライフラインの解約や名義変更
- ・賃貸住宅・介護施設の退去手続き、賃料生産
- ・携帯・ネット・新聞など契約解約・変更

④葬儀・埋葬・ 連絡関連

- ・葬儀社への手配・打ち合わせ、火葬・納骨、永代供養など
- ・親族・知人・関係者への訃報連絡やメッセージの共有

⑤清算・物品 整理関連

- ・医療費・入院費、家賃・公共サービスの残債清算
- ・遺品整理・自宅の片付け・家財引き取り（明け渡し含む）

⑥デジタル・特 殊事項対応

- ・SNS・各種ウェブサービスのアカウント削除、データ消去などデジタル遺品の整理
- ・ペットの世話、譲渡手続きや引継ぎ対応（必要時）

遺言書は、遺産を分けることや相続手続きに限定され、このような「死後事務」の代行手続きには法的抗力を持ちません。遺言書でカバーできない業務を補うには、死後事務委任契約が必要となります。

女性のための老後資金とライフイベント一覧（65歳～95歳）

老後にかかるお金と資金



月々の生活費

平均14.5～16万円（食費・光熱費・住居費など）



医療費

日常の自己負担額は月5,800～7,500円程度、
入院時は1回約20万円



介護費用

在宅介護は月9万円、
施設介護は月13～24万円程度



施設入所

有料老人ホーム入居時の初期費用は平均47万円



必要な老後資金

65歳～95歳（30年間）で約
1,800～2,500万円が目安



年金受給額

国民年金（満額）は月約7万円、厚生年金は平均
月12～15万円

ライフイベント年表（65歳～95歳）



定年退職

65歳



健康管理が重要に

70歳



後期高齢者
医療制度開始

75歳



介護の可能性増加

80歳



施設入所検討

85歳
以降



【生前対策5点セット】*各契約書の役割と使うタイミング*

※①と②を1通の契約書にまとめて生前対策4点セットにすることも可能です。

拓実リーガル司法書士法人
ご質問は・・・042-512-7506

